

事業者の皆様へ 伊丹市 障がい者雇用を 支援します！

障がい者
1人あたり最大

12万円

重度障がい者
1人あたり最大

18万円



対象となる事業者

要件を全て満たすこと

その他の要件は
市HPをチェック▼

- 1 伊丹市内の事業所で、市内に居住する障がい者を雇用し、国の「特定求職者雇用開発助成金」の交付を受けている
- 2 上記交付決定を受けた障がい者を、申請時に継続雇用しており、申請後も雇用予定である



制度の概要

対象となる事業者へ 障がい者を雇用した期間
1か月ごとに1万円を補助します（1期6か月とする）

障がい者	補助開始日※ から 12か月間雇用で 12万円補助（2期）
重度障がい者	補助開始日※ から 18か月間雇用で 18万円補助（3期）

各期終了後1か月以内に本市までご申請ください（2期なら2回、3期なら3回申請）

伊丹市
マスコット
たみまる



※雇い入れ日によって補助開始日が異なります！
詳細は市HPをご確認ください。

（お問い合わせ先）伊丹市役所4階 商工労働課
お電話：072-784-8051 メール：syokorodo@city.itami.lg.jp

裏面にQ&A
あり →

伊丹市障害者雇用奨励金 Q&A

国の「特定求職者雇用開発助成金」って？

ハローワーク等の職業紹介により、就職が困難な方を継続雇用する場合に支給される助成金です。

本制度では、障がい者を雇用し「特定就職困難者コース / 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」の交付決定を受けた事業者が対象です。

交付を受けるには様々な要件があります。詳細は下記2次元コードまで。
(市内企業の申請先や、案内窓口情報は市HPに記載しています)



特定就職困難者コース
(厚生労働省HP)

発達障害者・難治性疾患
患者雇用開発コース
(厚生労働省HP)



市制度の対象となる従業員は？

「特定求職者雇用開発助成金」を受給する際に対象となった障がい者のうち、伊丹市内に居住する方。併せて、下記のいずれかに該当する方。

障がい者	身体・知的・発達障がい者、難治性疾患患者
重度障がい者	上記障がい者のうち本制度申請時に45歳以上の者、 重度身体・重度知的・精神障がい者

ただし、下記の場合は対象外となります。

- ・過去に交付を受けた事業者が、対象労働者を再雇用する場合
 - ・事業者の都合で解雇した者や、定年に達して退職させた者を再雇用する場合
- ※自己都合退職の場合は対象（その場合の補助期間は市HPをご確認ください）

市への申請方法は？

申請様式や詳細確認は市HPへ



各期終了後1か月以内に、申請書類を市までご提出ください。
(障がい者の場合は2回、重度障がい者は3回申請が必要です。)

令和8年度からオンライン申請も受け付けています！ぜひご利用ください。